

# こんな時は必ず届出をお願いします

## 組合員の資格等の変更があった場合

- 相続・贈与・経営移譲等
- 農地の売買・交換・貸借等があった場合
- 住所の変更をする場合

## 農地得喪通知書を提出して下さい

土地改良区の台帳は他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても直接、農地得喪通知書による届出をいただきませんと更新できません。届出がないと**賦課金は従来の組合員に賦課されます**ので、ご注意ください。

農地得喪通知書は、土地改良区及び関係市町の農業委員会にあります。



**記入例** 宮川用水土地改良区地区内農地得喪通知書

下記により資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項により通知します。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

名称	事項	住所	氏名	印	生年月日
現資格者		伊勢市河崎1丁目11番8号 Tel: 0596 ( 12 ) 1234	宮川 太郎 (男)	宮川	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
新資格者		多気郡大台町粟生159番 Tel: 0598 ( 21 ) 4321	粟生 花子 (女)	粟生	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

[宛先] 宮川用水土地改良区理事長

1. 地区内農地得喪の対象たる土地、原因及び時期

市町	大字	小字	地番	地目		地積及面積		原因	時期	摘要	
				台帳	現況	台帳	移動				
大台町	粟生		159	田	田	1,000	1,000	相続	平成〇〇年〇〇月		
※2筆以上ある場合は続けて記入して下さい。									原因は死亡 売買・相続等		

## ※ご注意下さい 滞納賦課金は新しい組合員が負担

売買や相続等で土地を取得される場合、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい組合員が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合は継承することになりますので売買契約等をする場合は、ご注意ください。